

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 7 年 8 月 22 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 業務内容

- (1) 業務名
若者の広島への定着・回帰に向けた意識醸成業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
広島県総務局経営企画チームが指定する場所
- (5) 事業予算額
1 0 0 , 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加資格要件として、次の事項を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 本県調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
 - ア 交付場所
〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県総務局経営企画チーム（広島県庁本館 3 階）
電話（082）513-2414（ダイヤルイン）
 - イ 交付期間
令和 7 年 8 月 22 日（金）から令和 7 年 9 月 5 日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に

関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 5 時

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。また、郵送及び電子メールによる場合は、件名を「若者の広島への定着・回帰に向けた意識醸成業務」とし、送付または送信後、提出先（広島県総務局経営企画チーム）に電話にて受領の確認を行うこと。

《送付先アドレス》 soukeiei@pref.hiroshima.lg.jp

《経営企画チーム電話番号》082-513-2414（ダイヤルイン）

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 9 月 12 日（金）までに通知する。

(3) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出方法

電子メールによる。イの期限までに必着することとする。

イ 参加申出期限

令和 7 年 9 月 1 日（月） 午後 1 時

ウ 説明会開催日

令和 7 年 9 月 2 日（火） 午後 3 時

エ 説明会開催場所

オンライン（参加希望者へは、詳細を別途通知する。）

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和7年10月10日（金）午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、若者の広島への定着・回帰に向けた意識醸成業務委託事業者選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

なお、提案書の提出が5件を超えた場合、全提案の中から優れた提案5件を、第1次審査（書面審査）により選定し、第2次審査（プレゼンテーション審査）により、最優秀提案者を決定することとする。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「若者の広島への定着・回帰に向けた意識醸成業務企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

第1次審査（書面審査）：令和7年10月16日（木）

第2次審査（プレゼンテーション審査）：令和7年10月22日（水）

上記日程に、すべての提案書提出者に対し、参加資格確認申請書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 県の競争入札参加資格の認定

最優秀提案者に選定され契約の相手方となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定を受けるものとする（すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。）。

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県総務局経営企画チーム（広島県庁本館 3 階）

電話（082）513-2414（ダイヤルイン）

メールアドレス soukeiei@pref.hiroshima.lg.jp

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: one set
- (2) Fulfillment period: From the date of this agreement to March 31, 2026
- (3) Fulfillment place: 10 - 52, Motomachi, Naka-ku , Hiroshima City, Hiroshima Prefecture, 730 - 8511 (Hiroshima Prefectural General Affairs Bureau, Management Planning Team)
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 pm 5 september 2025
- (5) Time-limit for proposal submission : 5:00 pm 10 October 2025
- (6) Contact point for the notice: 10 - 52, Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City, Hiroshima Prefecture, 730 - 8511 (Hiroshima Prefectural General Affairs Bureau, Management Planning Team)
Phone : +81 - (0)82 - 513 - 2414 (direct)